

産科医等確保支援事業(分娩手当等)

1 目的

この補助金は、産科医・助産師に支給される分娩手当の一部を補助し、産科医・助産師の処遇改善を通じ、分娩施設の人材確保を支援するものです。

2 対象医療機関

- (1) 沖縄県内の分娩を取り扱う病院・診療所・助産所(法人・個人を問いません)
- (2) 平日昼間に初産の妊産婦が分娩する場合に、入院から退院までにかかる分娩費用として、妊産婦から一般的に徴収する額(分娩(管理・介助)料)、入院費用、胎盤処理費、処置・注射・検査料等)が55万円未満であること。
※妊産婦が任意に選択できるサービス(記念品・特別料理等)の費用を除きます。

3 補助対象経費

- (1) 以下、①と②を比較して、いずれか低い金額が補助対象経費となります。
 - ① 産科・産婦人科医師及び助産師に対し、取り扱った分娩の回数に応じ支払われた手当(分娩手当等)
 - ② 当該年度の4月1日～3月31日までの間の分娩件数×1万円
- (2) 分娩手当等が補助対象となるには、就業規則や雇用契約書又はそれに類する書類に手当について明記されていることが条件となります。
- (3) 産科・産婦人科医師以外の医師(小児科医、麻酔科医など)や看護師は対象外です。
- (4) 個人の開設者の場合は、会計処理上、御自分への給与(手当)を費用として計上できないため、以下の①、②いずれかの場合には、開設者本人についても、他の医療従事者への手当の支給単価で補助対象経費として申請することができます。
 - ① 雇用されている他の産科・産婦人科医・助産師に対して分娩手当が支給されている場合。
 - ② 現在は他の産科医を雇用していないが、就業規則等に雇用した場合の分娩手当を支給することの定めがある場合。

4 補助額

補助対象経費の1/3(一分娩あたり 1万円×1/3が上限となります。)

例: 医師に対する分娩手当1万円、年間分娩件数300件の場合

分娩手当支給額: 10,000円×300件=3,000,000円

補助対象経費: 3,000,000円×1/3=1,000,000円 (医療機関負担額: 200万円)

例: 医師に対する分娩手当6,000円、年間分娩件数200件の場合

分娩手当支給額: 6,000円×200件=1,200,000円

補助対象経費: 1,200,000円×1/3=400,000円 (医療機関負担額: 80万円)